

福岡県社会保険労務士会

会

則

(令和3年7月5日改正)

福岡県社会保険労務士会

目 次

第 1 章	総 則	・ ・ ・ ・ ・	1
第 2 章	会 員	・ ・ ・ ・ ・	2
第 3 章	役 員	・ ・ ・ ・ ・	4
第 4 章	会 議	・ ・ ・ ・ ・	5
第 1 節	総 則	・ ・ ・ ・ ・	5
第 2 節	総 会	・ ・ ・ ・ ・	6
第 3 節	理 事 会	・ ・ ・ ・ ・	7
第 4 節	常 任 理 事 会	・ ・ ・ ・ ・	8
第 4 章の 2	会 務 組 織	・ ・ ・ ・ ・	9
第 1 節	常 設 委 員 会 等	・ ・ ・ ・ ・	9
第 2 節	支 部	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 5 章	登 録 の 事 務	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 5 章の 2	社会保険労務士法人の届出の事務等	・ ・ ・ ・ ・	1 0
第 6 章	会員の品位保持	・ ・ ・ ・ ・	1 1
第 7 章	研 修	・ ・ ・ ・ ・	1 4
第 8 章	開業社会保険労務士の受ける報酬（削除）	・ ・ ・ ・ ・	1 4
第 9 章	資産及び会計	・ ・ ・ ・ ・	1 4
第 9 章の 2	情報の公開	・ ・ ・ ・ ・	1 5
第 1 0 章	入会金及び会費	・ ・ ・ ・ ・	1 5
第 1 1 章	事 務 局	・ ・ ・ ・ ・	1 7
第 1 2 章	会則の変更	・ ・ ・ ・ ・	1 7
第 1 3 章	補 則	・ ・ ・ ・ ・	1 8
附 則		・ ・ ・ ・ ・	1 9
別 表 2	（入会金及び会費）	・ ・ ・ ・ ・	2 1

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、福岡県社会保険労務士会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会は、事務所を福岡市に置く。

(目 的)

第3条 本会は、社会保険労務士の会員の品位を保持し、その資質の向上と業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達するため、次の事業を行う。

- (1) 会員の品位保持のための指導及び連絡
- (2) 会員の資質向上のための社会保険労務士業務に関する研修
- (3) 社会保険労務士業務の改善進歩を図るための調査研究
- (4) 社会保険労務士制度の普及宣伝
- (5) 社会保険労務士法（以下「法」という。）別表第1に掲げる労働及び社会保険に関する法令（以下「労働社会保険諸法令」という。）に関する調査研究
- (6) 全国社会保険労務士会連合会（以下「連合会」という。）が行う社会保険労務士の登録及び社会保険労務士法人の届出に関する事務
- (7) 連合会が行う社会保険労務士試験及び紛争解決手続代理業務試験に関する事務への協力
- (8) 会報の発行
- (9) 業務関係図書及び資料の斡旋並びに頒布
- (10) 関係行政機関等に対する協力及び連絡
- (11) 会員の福利厚生に関する施策
- (12) 認証個別労働関係紛争解決手続の業務
- (13) その他本会の目的を達するために必要な事業

(支 部)

第5条 削 除

(通知等)

第6条 会員に対する通知、書類の送達は、会員が本会に届け出ている連絡先に対して行う。

第2章 会 員

第7条 削 除

(会 員)

第8条 本会の会員は、次項各号及び第3項各号に掲げる登録を受け又は届出をした所在地等が、福岡県の区域内にある社会保険労務士及び社会保険労務士法人とする。

2 社会保険労務士である会員（以下「個人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）前項に規定する区域に事務所を有する社会保険労務士

（2）次項各号に規定する社会保険労務士法人の事務所に所属する社員である社会保険労務士

（3）前項に規定する区域にある事業所に勤務する者で法第2条に規定する事務を行う社会保険労務士

（4）前各号のいずれにも該当しない社会保険労務士

3 社会保険労務士法人である会員（以下「法人会員」という。）は、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

（1）第1項に規定する区域に主たる事務所を有する社会保険労務士法人

（2）第1項に規定する区域に従たる事務所を有する社会保険労務士法人であって、前号に掲げる者以外のもの

(入 会)

第9条 入会は、法第25条の29第1項から第4項までに定めるところによる。

(退 会)

第10条 退会は、法第25条の29第5項から第7項までに定めるところによる。

(会員原簿)

第11条 本会に、会員原簿を備える。

2 会員原簿は、個人会員に係る社会保険労務士名簿及び法人会員に係る社会保険労務士法人名簿の副本をもってこれに充てる。

(会員原簿記載事項の異動)

第12条 会員は、会員原簿の記載事項（個人会員にあつては登録事項、法人会員にあつては登載事項を除く。）について異動があつたときは、異動届を本会に提出しなければならない。

(会員原簿の記載事項の証明)

第12条の2 削 除

(会員原簿の整理)

第13条 本会は、異動届の提出があったとき、登録の取消し若しくは登録のまっ消があったとき、法第25条各号の懲戒処分があったとき、第47条の処分があったとき又は連合会から社会保険労務士登録事項の変更の通知があったときには、直ちに会員原簿を整理しなければならない。

(会員証の交付、返還、再交付)

第14条 本会は、個人会員及び法人会員に会員証を交付する。

- 2 個人会員は、法第25条第2号若しくは第3号の懲戒処分を受けたとき又は法第25条の29第2項若しくは第6項の規定により退会することとなったときは、前項の会員証を本会に返還しなければならない。
- 3 本会は、法第25条第2号の懲戒処分を受けた会員が業務を行うことができることとなったとき又は会員証を亡失し若しくは損壊したときは、その者の申請により会員証を再交付する。

第3章 役 員

(役 員)

第15条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 5 名以内
- (3) 常任理事 1 4 名以内
- (4) 理 事 3 7 名以内 (会長、副会長、常任理事、専務理事及び常務理事を含む。)
 - 1. 会長 1 名
 - 2. 支部推薦理事 3 4 名以内
 - 3. 会長指名理事 2 名以内
- (5) 監 事 3 名以内

2 必要ある場合には、専務理事若しくは常務理事 2 名以内を置くことができる。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、個人会員のうちから総会で選任する。ただし、理事について必要と認めたときは、学識経験者のうちから選任することができる。

2 法人会員は、役員を選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。

3 会長は理事及び理事経験者のうちから選挙により選出するものとし、選挙は理事及び代議員の無記名投票により行う。なお、会長に欠員が生じた場合は、会長選挙後の通常総会直後の理事会において会長が定めた順位により第 1 順位の者が会長になる。ただし、理事会が必要と認めた場合は、選挙により選出するものとする。

4 会長選挙に関する事項は、会長選出規程に定める。

5 削 除

6 削 除

7 副会長は理事のうちから会長が指名する。また、常任理事は支部長と常設委員長がその任に当たる。

8 専務理事若しくは常務理事は、理事のうちから会長が指名する。ただし、欠員を生じたときは、第 1 項の規定にかかわらず、会長は学識経験者のうちから理事会の議決を経て任命することができる。この場合、次の総会において承認を得なければならない。

9 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

10 役員を選出については、第 3 項を除き必要な事項は施行細則(選出基準)に定める。

(役員職務)

第17条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会務を行うほか、会長に事故あるときは、会長が予め定めた順位により、その職務を代理する。

3 理事は、理事会の構成員となり、会長を補佐して会務を執行する。

- 4 常任理事は、常任理事会の構成員となり、会長を補佐して会務を執行する。
- 5 専務理事若しくは常務理事は、会長の命を受けて会務を執行する。
- 6 監事は、会務の執行及び会計を監査し、総会に報告するほか、理事会に出席して、その職務に関し意見を述べることができる。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、選任された通常総会終了後から第2回目の通常総会の終了の時までとする。ただし、補欠選任の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任を妨げない。
- 3 役員は、任期満了の場合においても、後任者が就任するまでその職務を行わなければならない。

(役員の解任又は退任)

第19条 役員に、役員として相応しくない行為があったときは、その選任の例により、総会又は理事会において、これを解任することができる。この場合において、当該役員に対し総会又は理事会において弁明の機会を与えなければならない。

- 2 役員は、会員の資格を喪失したときは退任する。
- 3 前2項に規定するもののほか、役員が重篤な疾病その他特別の理由による場合には、会長に届け出て辞任することができる。

(役員の不補充等)

第19条の2 役員に欠員が生じたときは、原則として次期通常総会までは補充しないものとする。

- 2 一定の地域において役員に相当数の欠員が生じ、その地域の会員に不利益がもたらされる等の支障があると認められるときは、会長は理事会に諮って、臨時総会を招集し補欠役員を選任するものとする。

(役員報酬)

第20条 役員には報酬を支給しない。ただし、会長、副会長、専務理事若しくは常務理事については、理事会の議を経て報酬を支給することができる。

第4章 会 議

第1節 総 則

(会議の種類)

第21条 本会の会議は、総会、理事会及び常任理事会とする。

(議事録)

第22条 会議の議事については、議事録を作成し保存しなければならない。

2 議事録には、次に掲げる事項を記載し、議長及び出席構成員2名以上が署名押印しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 会議に付された議案
- (3) 議事の要旨
- (4) 表決の結果
- (5) その他、議長が必要と認めた事項

第2節 総 会

(総会の種類)

第23条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第24条 総会は、理事及び監事並びに代議員をもって構成する。なお、次期会長は総会に出席して意見を述べる事が出来る。

- 2 代議員は個人会員とし、法人会員は就任できない。
- 3 代議員は、本会の理事及び監事を兼ねることはできない。
- 4 本条第1項・第2項・第3項の他、代議員に関する事項は、代議員規程で定める。
- 5 総会を構成しない個人会員は、総会を傍聴することができる。
- 6 削 除

(総会の開催)

第25条 通常総会は、毎年事業年度終了後90日以内に開催する。

- 2 臨時総会は、次の場合に開催する。
 - (1) 理事会の決議があったとき
 - (2) 監事の半数以上から請求があったとき
 - (3) 代議員の3分の1以上から招集を必要とする理由及び議案を付して、総会招集の請求があったとき

(総会の招集)

第26条 総会は、会長が招集する。

- 2 総会を招集するには、個人会員に対して会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載して、開催する日の14日前までに文書をもって通知しなければならない。
- 3 前条第2項各号に掲げる決議又は請求があったときは、会長はその決議又は請求があった日から1ヵ月以内に総会を招集しなければならない。

(総会の議決権)

第27条 総会における議決権は、理事及び代議員1人につき1票とする。

- 2 理事及び代議員の委任状による議決権はこれを認めない。
- 3 前項に関わらず、大規模な自然災害、感染症等の発生により、総会への出席が困難と判断され、賛否を表明した書面又は委任状による議決権の行使を認める必要がある場合、会長は理事会の承認を経て、総会ごとにこれを認めることができる。
- 4 前項の総会においては、理事及び代議員で総会に出席できない者は、あらかじめ、総会の議案について賛否を表明した書面又は委任状により議決権を行使することができる。この場合において、本会に提出した委任状に総会の議案に対し賛否の表明のないものは、賛成したものとみなす。
- 5 前項の規定による書面又は委任状は、本会に提出することによって、その効力を発するものとする。
- 6 第4項の規定により議決権を行使する者は、総会に出席したものとみなす。

(総会の議長及び副議長)

第28条 総会の議長及び副議長は、出席した代議員のうちから選任する。

(議決の方法)

- 第29条** 総会は、代議員の2分の1以上が出席しなければ会議を開会することができない。
- 2 総会の議決は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席した理事及び代議員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 3 前項の場合においては、議長は第27条にかかわらず代議員として議決に加わる権利を有しない。
 - 4 議長とは現に議事進行を主宰する者を言い、議長団のうちその他の者については代議員として議決に加わる権利を有する。
 - 5 この会則に別段の定めがある場合の議決においては、議長は代議員として議決に加わる権利を有し、議長としての裁決権を有しない。

(総会の議決及び承認事項)

第30条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 事業報告及び事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 会則の変更に関する事項
- (4) 会長の解任に関する事項
- (5) 理事及び監事の選任及び解任に関する事項
- (6) 重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、理事会において総会に付議する必要があると認めた事項

第3節 理 事 会

(理事会の構成)

第31条 理事会は、会長、副会長及びその他の理事をもって構成する。なお、次期会長は理事会に出席して意見を述べる事が出来る。

(理事会の招集等)

第32条 理事会は、会長が招集する。なお、理事の3分の1以上からの請求があったときは、会長は理事会を招集しなければならない。

2 理事会の招集は、開催日の7日前までに、理事に対しその会議の日時、場所及び会議の目的たる事項を記載した文書をもって通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ない場合においては、この限りではない。

3 理事会の議長は、会長をもってこれを充てる。

4 理事会は、その構成員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

5 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の書面による議決)

第33条 会長は、緊急を要する事項について、書面により賛否を求めることができる。

2 前項の場合、理事の過半数が同意したときは、理事会の議決があったものとみなす。

3 会長は、この前項の結果を遅滞なく理事会構成員に通知しなければならない。

(理事会の議決事項)

第34条 理事会は、この会則に別段の定めのある事項のほか、次に掲げる事項を審議決定する。

(1) 総会に付議すべき事項

(2) 総会において議決した事項の執行に関する事項

(3) 会則の規定による理事会の付議事項

(4) 会則の執行に必要な細則の制定又は改廃に関する事項

(5) その他総会の議決を要しないもののうち重要な会務の執行に関する事項

第4節 常任理事会

(常任理事会の構成)

第35条 常任理事会は、会長、副会長、専務理事若しくは常務理事及び常任理事をもって構成する。

(常任理事会の招集等)

第36条 第32条(理事会の招集等)、第33条(理事会の書面による議決)の規定は、常任理事会に準用する。

(常任理事会の審議事項)

第37条 常任理事会は、次の事項を審議決定する。

(1) 総会及び理事会に付議すべき事項

- (2) 常設委員会の運営に関する事項
 - (3) 常設委員会及び支部から会長への稟議又は上申に関する事項
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、会長が必要と認める事項
- 2 常任理事会の議事録については、第22条第2項の規定にかかわらず、議事録署名押印については、出席構成員1名とすることができる。

第4章の2 会務組織

第1節 常設委員会等

(常設委員会の設置)

第37条の2 第4条の規定に定める事業を円滑に実施するため、常設委員会を設置する。

- 2 常設委員会は、次のとおりとし、所掌事項に関し審議、企画及び立案し、会務を執行する。

- (1) 総務委員会
- (2) 研修委員会
- (3) 広報委員会
- (4) 削 除
- (5) 削 除
- (6) 専門職団体協議委員会
- (7) 削 除
- (8) 業務監察委員会
- (9) 会報委員会
- (10) アクションプラン推進委員会

(常設委員会の組織及び運営)

第37条の3 常設委員会は、構成員12名以内で組織する。

- 2 常設委員会は、委員の互選により委員長及び副委員長を選任する。ただし、常設委員長は理事をもって充てる。
- 3 常設委員会は、定期の会議を開催する。
- 4 常設委員会の組織及び運営等については、別に定める細則による。

(専門委員会等の設置)

第37条の3の2 本会に、必要により、理事会の議を経て専門委員会等を置くことができる。

- 2 専門委員会等とは専門委員会、その他の会務組織とする。
- 3 専門委員会の組織及び運営については前条の規定を準用する。
- 4 その他の会務組織の組織及び運営等については、別に定める細則による。

第2節 支 部

（支部の設置）

第37条の4 第4条の規定に定める事業を実施するため、本会に支部を設置する。

- 2 支部は、福岡県内の地域別に設置し、地域会員の指導、業務の改善及び事務連絡並びに地域の特性に合った会員の自主活動を図るものとする。

（支部の組織及び運営）

第37条の5 支部には、支部長、副支部長並びにその他の役員を置く。

- 2 支部長は、支部の推薦により会長が委嘱する。
- 3 支部の組織及び運営等については、別に定める細則のほか、支部で支部規約を定めた場合はその定めによる。

第5章 登録の事務

（登録に関する事務）

第38条 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び登録事務取扱規程に基づき社会保険労務士の登録に関する事務の一部を行う。

（登録申請等の事務処理）

第39条 本会は、社会保険労務士の登録に関する書類の提出があったときは、連合会の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行うものとする。

第5章の2 社会保険労務士法人の届出の事務等

（届出に関する事務）

第39条の2 本会は、法及び法に基づく命令並びに連合会の会則及び届出事務取扱規程に基づき社会保険労務士法人の届出に関する事務の一部を行う。

（届出書等の事務処理）

第39条の3 本会は、社会保険労務士法人の届出に関する書類の提出があったときは、連合会の会則及び届出事務取扱規程の定めるところにより迅速かつ的確に事務処理を行うものとする。

（社会保険労務士法人の解散に伴う清算人の選任請求）

第39条の4 本会は、福岡県の区域に主たる事務所を有する社会保険労務士法人が法第25条の2第1項第6号又は第7号に規定する事由により解散した場合において、必要があるときは、裁判所に清算人の選任の請求をするものとする。

第6章 会員の品位保持

（会則等の遵守）

第40条 会員は、法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令、本会及び連合会の会則並びに支部の規約を遵守しなければならない。

（適正な労使関係を損なう行為の禁止）

第40条の2 会員は、適正な労使関係を損なう行為をしてはならない。

（報酬等の明示）

第40条の3 会員は、事案の依頼を勧誘する場合においては、勧誘に先立って、相手方に対し、氏名、事案の依頼を勧誘する目的である旨及び業務の内容を明らかにしなければならない。

2 会員は、事案の受任に際して、依頼人に対し、業務の内容、報酬等を書面の交付等により明示し、かつ、十分に説明しなければならない。

3 会員は、依頼人から業務の提供に先立って報酬等の全部又は一部を受領することとする場合においては、依頼を受け、かつ、報酬等の全部又は一部を受領した際に、依頼人に対し、当該依頼を受任する旨又は受任しない旨を書面の交付等により明示しなければならない。

（不当勧誘等の禁止）

第40条の4 会員は、業務の内容、報酬等、相手方の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項につき、不実のことを告げ、又は故意に事実を告げずに勧誘を行うなど、不当な方法により、事案の依頼を勧誘してはならない。

2 会員は、事案を依頼しない旨の意思を表示した者に対し、事案の依頼を勧誘してはならない。

3 会員は、誇大若しくは虚偽の事項により相手方を欺くおそれがある方法で、広告又は宣伝を行ってはならない。

4 会員は、相手方の承諾を得ずに電子メールにより広告を送信してはならない。

5 会員は、依頼人を威迫して困惑させるなど、不当な方法により、事案の依頼の撤回又は解除を妨げてはならない。

（品位保持等の指導）

第40条の5 本会は、会員が、前2条の規定に違反する行為その他社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての信用又は品位を害するような行為をしないよう指導するものとする。

2 本会は、会員がその業務を行うにあたり、事業における適正な労使関係が損なわれないよう指導するものとする。

(信用失墜行為の禁止)

第41条 会員は、社会保険労務士業務の適正な運営に努め、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の信用又は品位を害するような行為をしてはならない。

(信頼関係の保持)

第42条 会員は、事業主等との間における信頼関係を保持するため、委託契約を忠実に守り紛議を生じないように努めなければならない。

2 会員は、社会保険労務士又は社会保険労務士法人の相互間における信義に反する行為をしてはならない。

(非社会保険労務士との提携の禁止)

第43条 会員は、いかなる方法によっても、社会保険労務士又は社会保険労務士法人としての自己の名義を他の者に利用させてはならない。

(注意勧告)

第44条 本会は、会員が、法、法に基づく命令若しくは労働社会保険諸法令又は会則若しくは連合会会則に違反するおそれがあると認めるときは、理事会の議を経て、当該会員に対して注意を促し、又は必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 前項の規定により注意又は勧告を受けた会員は、その注意又は勧告について異議があるときは、当該注意又は勧告を受けた日の翌日から30日以内に、理由を付した書面をもって、本会に対して異議を申し立てることができる。

3 本会は、前項の異議申し立てがあったときは、理事会の議を経て、必要な措置を講ずるものとする。

4 第1項の注意又は勧告を行ったときは、その旨を九州厚生局長及び福岡労働局長に報告するものとする。

(会員の処分)

第45条 会長は、会員が、法及び法に基づく命令並びに労働社会保険諸法令又は本会及び連合会の会則に違反したときは、当該会員に対し、第47条の処分を行うことができる。

2 会長が前項の処分を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問し、その答申を得た後、理事会の議決を得なければならない。この場合、本人の申し出により理事会において本人に弁明の機会を与えなければならない。

(会費滞納会員の処分)

第45条の2 会長は、会則第60条第2項に規定する会費を滞納した会員（滞納会員）の処分を行うときは、会費滞納会員処分規程に定めるところによる。

(綱紀委員会)

第46条 本会に、綱紀委員会を置く。

- 2 綱紀委員会は、会長の諮問を受け、会長が行おうとする処分に関して調査及び審議をし、その結果を答申する。
- 3 綱紀委員会の委員は、7名以内とし、会長が理事会の議を経て委嘱する。
- 4 その他、綱紀委員会の運営に関し必要な事項は、細則で定める。

(苦情処理相談窓口の設置)

第46条の2 本会に、依頼人等の苦情、相談に対応するため、苦情処理相談窓口を設置する。

- 2 苦情処理相談窓口の運営等に関する必要な事項は、別に定める。

(処分の種類)

第47条 会長が行う会員に対する処分は、次のとおりとする。ただし、第2号に定める処分は、綱紀委員会が会長に答申する内容の範囲内のものとする。

- (1) 訓告
 - (2) 会員権の停止
 - (3) 退会勧告
- 2 前項第2号の会員権は、次のとおりとする。
 - (1) 本会並びに連合会から文書その他の資料を受ける権利
 - (2) 本会並びに連合会の会議及び諸事業（研修を除く。）に参加する権利
 - (3) 本会の役員になる権利並びに役員を選ぶ権利
 - (4) 本会並びに連合会共済会が行う福利厚生 of 諸制度を利用する権利
 - (5) 本会の施設を利用する権利
 - (6) 削除
 - 3 第1項第3号の退会勧告は、同項第2号の会員権の停止の処分を受けた者に対して、当該処分と併せて行うことができる。
 - 4 第1項の処分を行った場合は、会報等に掲載してこれを公示するほか、九州厚生局長及び福岡労働局長にその旨報告するものとする。
 - 5 会長は、第1項第1号又は第2号に規定する処分を受けた者に対し、定期的に業務に関する報告を求める。

(他の社会保険労務士会から処分を受けた者である会員に対する会員権特別停止措置)

第47条の2 会長は、他の社会保険労務士会から会員権の停止の処分（以下「他会会員権停止処分」という。）を受けた者で、他会会員権停止処分が満了する日（当該会員が既に当該社会保険労務士会を退会している場合は、当該退会をしていなければ当該他会会員権停止処分が満了する予定であった日をいい、以下「処分満了日」という。）を経過しておらず、又は処分満了日が定められていないものである会員に対し、期限を定めて、前条第2項に規定する会員権を停止する措置（以下「会員権特別停止措置」という。）を行うことができる。ただし、会員権特別停止措置の期限は、処分満了日を超えてはならない。

- 2 会長は、会員権特別停止措置を行うか否か及びその期限を決定するに当たっては、他会会員権停止処分の原因及び処分理由、本会の会員権の停止の処分の基準その他の事情を勘案するものとし、会員権特別停止措置を行うときは、あらかじめ綱紀委員会に諮問して、その答申を得た後、理事会の議を経なければならない。
- 3 会長は、会員に対して会員権特別停止措置を行うことを決定したときは、直ちに、当該会員に対して、第1項の規定に基づき定めた期限まで会員権特別停止措置を行う旨通知するものとする。
- 4 前条第4項及び第5項の規定は、会員権特別停止措置を行う場合の取扱いについて準用する。

第7章 研 修

(研 修)

第48条 本会は、個人会員の資質の向上を図るため、必要な研修を行うものとする。

- 2 本会は、毎年1回倫理研修を実施する。
- 3 研修の実施に関し必要な事項は、常任理事会の議を経てこれを定める。

(実務研修)

第48条の2 新人社会保険労務士の実務研修については、インターンシップ規程による。

(受 講)

第49条 個人会員は、第48条第1項に規定する研修のほか、連合会及び地域協議会が行う研修についても受講するよう努めなければならない。

- 2 個人会員は、第48条第2項に規定する倫理研修を受講しなければならない。

第8章 削 除

(開業社会保険労務士の受ける報酬)

第50条 削 除

第9章 資産及び会計

(事業年度及び会計年度)

第51条 本会の事業年度及び会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(経費の支弁)

第52条 本会の経費は、入会金、会費、寄付金、事業に伴う収入、資産から生ずる収入、交付金その他の収入をもって支弁する。

(資産の管理)

第53条 本会の資産は、会長がこれを管理し、その方法は、理事会の議決による。

(事業計画及び予算)

第54条 会長は、毎年、事業計画案及び予算案を作成し、総会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第55条 会長は、毎事業年度終了後、財産目録、貸借対照表、収支計算書、正味財産増減計算書及び附属明細書並びに事業報告書を作成し、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(予算決定前の支出)

第56条 会長は、予算が成立するまでの間、通常の会務を執行するに必要な経費に限り支出することができる。

(特別会計)

第57条 会長は、総会の承認を得て特別の支出を目的とする特別会計を設けることができる。

2 会長は、特別会計の決算又は事業年度末の現況について、総会の承認を得なければならない。

第9章の2 情報の公開

(情報の公開)

第57条の2 本会は、事業、財務及び懲戒処分等の情報を、会報等で公開するものとする。

2 情報の公開に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 入会金及び会費

(入会金)

第58条 会員は、入会するとき別表2に定める入会金を納入しなければならない。

(入会金の特例)

第59条 個人会員であって、開業社会保険労務士でない者が開業社会保険労務士又は

社会保険労務士法人の社員となった場合は、別表2に定める入会金の差額を本会に納入するものとする。ただし、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員が勤務等社会保険労務士に変更となった場合には、入会金の差額は返還しない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会において、開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員となったのち、勤務等社会保険労務士に変更となり、さらにそののち開業社会保険労務士又は社会保険労務士法人の社員となった場合は、前項の入会金の差額の納入は免除する。
- 3 他の都道府県会に所属する会員が事務所又は勤務する事務所若しくは住所の移転により入会する場合の入会金については、本会の入会金から当該都道府県会の入会金を引いた額が5,000円以上のときは、別表2に定める額にかかわらずその額を入会金とする。ただし、本会の入会金から当該都道府県会の入会金を引いた額が5,000円未満のときは、別表2に定める額にかかわらず5,000円とする。

(会費の納入)

第60条 会員は、会費として、一事業年度につき別表2に定める額を納入しなければならない。

- 2 前項の会費は、会費等徴収に関する規程に従い、納入しなければならない。
- 3 第1項の規定により、会費を納入した個人会員又は法人会員が年度の中途において登録事項に変更があった場合で、会費の額が変更になるときは、変更届出のあった月の翌月から新たに別表2に定める会費を納入しなければならない。この場合、本会は、個人会員又は法人会員が前項の規定により既に会費を納入しており、登録事項の変更前後において、会費に差額が生じるときは、その差額を徴収又は還付するものとする。

(年度中途の入会者の特例)

第61条 年度の中途において入会した会員は、入会した日の属する年度分の会費については、別表2に定める月額会費の額にその年度末までの月数を乗じた額の金額を納入するものとする。

- 2 前項の会費は原則として自動振替制により納入するものとする。

(会費納入の督促)

第61条の2 会費納入の督促等については、会費等徴収に関する規程に定める。

(会費の減免)

第62条 個人会員が長期にわたる病気療養のため、社会保険労務士業務を行うことができないとき、天災その他特別の事情により会費を納入することができないときは、理事会の議決を経て、会費を減免することができる。

- 2 法人会員が天災その他特別の事情により会費を納入することができないときは、理事会の議決を経て、会費を減免することができる。
- 3 解散した社会保険労務士法人が法第25条の22の2の規定により継続したときは、当該解散の日の属する月の翌月から当該継続の日の属する月までの間、当該法人会員に係る会費は減免する。

4 前各項に規定する基準は細則で定める。

(特別会費の負担)

第63条 会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。その目的、金額等については、総会においてこれを定める。

(退会者の会費等の取扱い)

第64条 退会した会員が、納入した入会金及びその他の拠出金は返還しない。

2 削除

3 一括し、又は2分割して会費を納入した会員が、年度途中で退会した場合は、退会した日の属する月の翌月以降の会費は月割りして返還する。

(2以上の事務所を有する法人会員の会費等)

第64条の2 福岡県の区域内に2以上の事務所を有する法人会員については、それぞれの事務所を法人会員とみなして、この章の規定を適用する。この場合において、当該事務所（その事務所の設立又は移転により当該法人が法第25条の29の規定に基づき本会の会員となったものを除く。）の設立又は移転（他の都道府県の区域からの移転に限る。）の登記をした時に、当該事務所は本会に入会したものとする。

第11章 事務局

(事務局)

第65条 本会に、事務局を置く。

2 事務局は本会の会務に関する所定の事務を行う。

3 事務局の職制、その他事務局に関し必要な事項は、細則で定める。

(事務局長)

第66条 本会に、事務局長1名を置く。

2 事務局長は、会長の定めるところにより本会の事務を掌理し、事務局の職員を指揮監督する。

3 事務局長の任免は、理事会の同意を得て会長が行う。

第12章 会則の変更

(会則の変更)

第67条 この会則は、総会の議決を得たうえ、福岡労働局長の認可を受けなければ変

更することができない。

- 2 会則の変更については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

第13章 補 則

（名誉会長、顧問及び参与）

第68条 会長は、社会保険労務士制度の改善進歩を図るため、社会保険労務士制度に関し学識経験を有する者のうちから、理事会の議を経て、名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

- 2 名誉会長、顧問及び参与は、本会の必要事項について、会長に意見を述べることができる。
- 3 名誉会長、顧問及び参与は、理事会に出席して意見を述べることができる。

（費用の弁償）

第69条 役員、委員又は会員が会務の執行に従事した場合は、その費用を弁償する。

- 2 前項の費用の弁償については、細則で定める。

（細則の制定等）

第70条 本会は、この会則に基づき必要な措置を行うため、細則を定めることができる。

- 2 前項に規定する細則は、理事会の議決を経て、会長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この会則は、昭和 59 年 8 月 22 日（変更認可日）から施行する。
- 3 この会則（報酬規定）は、平成 2 年 7 月 1 日から施行する。
- 4 この会則（会費）は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この会則は、平成 4 年 10 月 22 日（変更認可日）から施行する。
- 6 この会則は、平成 5 年 8 月 1 日から施行する。
- 7 附則第 8 項及び第 9 項の規定は、平成 5 年 10 月 25 日から施行する。

(入会金の特例)

- 8 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 5 年 6 月 14 日法律第 61 号）の公布の日において社会保険労務士となる資格を有する者及び昭和 57 年度から平成 5 年度までの社会保険労務士試験の合格者が勤務等社会保険労務士として本会に入会する場合の入会金については、別表 2 に定める額にかかわらず 10,000 円とする。

(入会金の特例の取扱期間)

- 9 前項に係る入会金の特例の取扱期間は、平成 9 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成 6 年 8 月 24 日から施行する。
- 2 社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成 5 年 6 月 14 日法律第 61 号。以下「平成 5 年改正法」という。）附則第 3 条第 1 項に該当する者は、第 8 条の規定にかかわらず本会の会員となることができる。
- 3 第 9 条の規定にかかわらず、平成 5 年改正法附則第 3 条第 1 項及び第 4 条第 1 項の規定により入会届を提出して会員となる者は、当該入会届を提出したときから会員となる。
- 4 平成 5 年改正法附則第 3 条第 2 項の規定により本会に入会した者については、第 13 条及び第 58 条の規定を準用する。
- 5 平成 5 年改正法附則第 3 条第 2 項の規定により本会を退会した者については、第 13 条、第 14 条第 2 項、第 64 条第 2 項の規定を準用する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則（理事定数、会費、報酬規定）は、平成 7 年 6 月 27 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則（会費）は、平成9年7月1日から施行する。

別表1 （第50条関係）

開業社会保険労務士報酬規定

別表2（第58条、第59条、第60条、第61条関係）

入会金及び会費

区 分	入 会 金	会 費		備 考
		年 額	月 額	
開業社会保険労務士	80,000 円	96,000 円	8,000 円	
上記以外の会員	50,000 円	54,000 円	4,500 円	

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成11年8月4日から施行する。
第4条第8号、第8条第2号、第17条第5項、第32条標則、第44条、第45条第2項、第59条第1項、第62条第2項、第50条「別表1」第2－8－（7）及び（注1）

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成12年5月29日から施行する。
第47条第3項、第50条第2項、第67条第1項

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成13年5月25日から施行する。
第15条（2）、第37条の2第2項、第37条の3、第47条の3、第50条第2項、第67条第1項

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成14年5月29日から施行する。(第37条の2第2項)

(施行期日)

- 1 この会則は、平成15年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定及び第30条(4)並びに第8章の改正規定は、社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成14年11月27日法律第116号)の公布の日から施行する。

別表1 削 除

別表2 (第58条、第59条、第60条、第61条関係) 入会金及び会費

区 分	入 会 金	会 費	備 考
開業社会保険労務士又は 社会保険労務士法人の社員	80,000 円	月額 8,000 円 (年額 96,000 円)	
上記以外の 社会保険労務士	50,000 円	月額 4,500 円 (年額 54,000 円)	
社会保険労務士法人	50,000 円	月額 8,000 円 (年額 96,000 円)	

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成15年5月29日から施行する。
第20条、第32条、第37条の2第2項、第37条の3、第37条の3第2項、
第37条の5第3項、第42条、第45条第3項、第60条第3項、第63条、
第64条、第64条第3項

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成16年5月27日から施行する。

第15条(2)、第24条第1項乃至第6項、第25条、第25条第2項(3)、
第27条第1項乃至第5項、第28条、第29条、第29条第2項、第37条の2
第2項(9)、第47条第2項(6)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成17年11月25日から施行する。
(第14条第1項、第16条第3項乃至第10項、第48条の2、第61条第2項、
第64条第2項乃至第3項) 改正
ただし、第4条(7)、第40条、第40条の2、第40条の3、第41条、第42
条及び第46条の2に係る改正規定は社会保険労務士法の一部を改正する法律
(平成17年 法律第62号) の施行の日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成18年7月11日から施行する。
(第16条第1項及び第3項乃至第4項並びに第8項、第17条第2項、第20条、
第24条第6項、第30条第1項(4)) 改正
(第4条第1項(7)、第15条第1項(5)、第15条第2項、第47条第1項、第
49条、第59条、第60条第3項) 整文修正

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成19年7月17日から施行する。
ただし、第4条に係わる改正規定は、法務大臣の認証及び厚生労働大臣の指定を受
けた日から施行する。
(第4条(12)乃至(13)、第29条第3項乃至第5項、第48条第1項乃至
第3項、第49条第1項乃至第2項、第9章の2第57条の2第1項乃至第2項、
第59条第2項)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成20年6月27日から施行する。
(第15条第1項(4)、第16条第3項、第18条第1項、第30条第1項(4)、
第47条第3項)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成21年7月6日から施行する。
(第4条(10)、第40条の3、第40条の4、第40条の5)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成22年7月22日から施行する。
(第44条第4項、第47条第3項、第60条第2項、第61条の2)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成24年10月1日から施行する。
(第47条第2項第6号)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成26年9月1日から施行する。
第15条第1項、第16条第3項および第7項、第18条第1項、第24条第1項、
第31条

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成27年9月14日から施行する。
第15条第1項(3)、第37条の2第2項
- 2 この会則は平成28年1月1日から施行する。(第39条の4、第62条)
ただし、第64条の2を追加する改正規定は、平成27年9月14日から施行する。
(第64条の2)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成28年4月1日から施行する。(第60条別表2)

- 2 この会則は平成28年7月22日から施行する。(第47条)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成29年7月26日から施行する。(第60条第3項)
- 2 この会則は平成29年10月1日から施行し、改正後の第47条の2の規定は、同日以後に他の社会保険労務士会から会員権の停止の処分を受けた者である会員について、適用する。(第47条の2)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は平成30年8月23日から施行する。(第37条の3の2、第45条の2、第59条第2項乃至第3項、第62条第1項乃至第2項、第68条第3項)

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は令和3年7月5日から施行する。(第27条第3項、第4項、第5項及び第6項)